

平成26年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社名村造船所
 代表者名 代表取締役社長 名村 建介
 (コード：7014、東証第一部)
 問合せ先 経營業務本部副本部長 池邊 吉博
 (TEL：03-6324-4971)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月23日開催の取締役会において、平成26年6月24日開催予定の第115回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会の承認可決をもって直ちに定款変更の効力が生じるもの

(1) 変更の理由

- ① 環境への配慮および保有資産の有効活用を目的として太陽光発電を開始したことに伴い、当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- ② 将来の資金調達および資本政策の機動性を確保するため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社発行可能株式総数を増加させるものであります。
- ③ その他、①の変更に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～10. <省略> <新 設> <u>11.</u> ～ <u>13.</u> <省略>	(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～10. <現行どおり> <u>11. 再生可能エネルギー等による発電及び電気の供給、販売</u> <u>12.</u> ～ <u>14.</u> <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億 <u>5,000</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億 <u>9,000</u> 万株とする。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）：平成26年6月24日（火）
 定款変更の効力発生日（予定）：平成26年6月24日（火）

2. 本株主総会での承認可決後、第2号議案「当社と佐世保重工業株式会社との株式交換契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力発生を条件として定款変更の効力が生じるもの（平成26年10月1日予定）

(1) 変更の理由

- ① 本日付「株式会社名村造船所と佐世保重工業株式会社の株式交換に関する契約締結のお知らせ」にて公表しておりますとおり、当社を株式交換完全親会社、佐世保重工業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することに伴い、事業目的を追加するため、現行定款第3条（目的）について所要の変更を行うものであります。

- ② 定款変更の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決され、本株式交換の効力が発生することを条件として、本株式交換の効力発生日（平成26年10月1日予定）に生じることとし、定款変更の効力の発生条件及び発生日を明確にするため附則を設け、併せて、附則の扱いに関して定めを設けるものであります。
- ③ その他、上記変更に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線 は変更部分を示します)

1. による 変更後の定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 <省 略></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 船舶及び海洋構造物の設計、製造、売買、修繕並びに解体</p> <p>2. <省 略></p> <p>3. <u>クレーン、コンベア等の運搬機械の設計、製造、販売、設置並びに修繕</u></p> <p>4. ～7. <省 略></p> <p>8. 海上運送事業並びに船舶の賃貸借及びリース業</p> <p>9. <省 略> <新 設></p> <p><u>10. ～14.</u> <省 略></p> <p>第4条～第42条 <省 略></p> <p><新 設> <新 設></p> <p><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 <現行どおり></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 船舶、<u>艦艇</u>及び海洋構造物の設計、製造、売買、修繕並びに解体</p> <p>2. <現行どおり></p> <p>3. <u>舶用機械、荷役運搬機械、化学機械、圧力容器、鋳造品、鍛造品その他産業用及び一般用機械・機器・装置の設計、製造、販売、設置並びに修繕</u></p> <p>4. ～7. <現行どおり></p> <p>8. <u>海上運送事業、船舶の救難及び曳航並びに船舶の賃貸借及びリース業</u></p> <p>9. <現行どおり></p> <p><u>10. 給食事業及びスポーツ施設の運営・管理</u></p> <p><u>11. ～15.</u> <現行どおり></p> <p>第4条～第42条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 第3条(目的)第1項、第3項、第8項、第10項の変更は、当社と佐世保重工業株式会社との間の、平成26年5月23日付株式交換契約書に基づく株式交換(以下「本株式交換」という。)の効力発生を条件として、本株式交換の効力発生日をもって、その効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>第2条 本附則前条及び本条は、前条に定める効力発生日をもって削除する。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) : 平成26年6月24日(火)

定款変更の効力発生日(予定) : 平成26年10月1日(水)

以 上